

横福指第 10 号
令和 2 年（2020 年）4 月 17 日

介護サービス事業者 様
第 1 号事業者 様

横須賀市福祉部長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に関する Q & A の一部修正について（通知）

標記の件について、令和 2 年 3 月 6 日付で新型コロナウイルス感染症に関する Q & A の一部修正について通知したところですが、改めて下記のとおり一部取扱いを変更等しましたので、通知いたします。

各事業者におかれましては、内容をご確認いただき、引き続き適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知をもって、「新型コロナウイルス感染症に関する Q & A の一部修正について」（令和 2 年 3 月 6 日横福指第 315 号・横福高第 535 号横須賀市福祉部長通知）は廃止いたします。

記

1 該当箇所

（1）No.1（被保険者の認定調査に係る取扱い）の変更

対象サービス：全サービス ※掲載位置変更

（2）No.5（時間短縮、訪問サービス提供時の個別サービス計画に係る取扱い）の追加

対象サービス：通所系サービス共通、居宅介護支援

（3）No.6（介護保険最新情報 Vol.809 問 3 に係る取扱い）の追加

対象サービス：訪問介護、居宅介護支援

（4）その他 時点修正

事務担当：

横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第 1 係 電話 046-822-8162

指導監査第 2 係 電話 046-822-8393

横須賀市福祉部介護保険課

給付係 電話 046-822-8253

認定係 電話 046-822-8310

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

令和2年4月17日現在

※ 対象は横須賀市に所在する事業所等に限りです。

※ 回答の内容は更新日現在のものです。今後、国の通知等により変更になる可能性があります。

No.	サービス名	質問	回答
1	全サービス共通	面会禁止措置その他の事情により、被保険者の認定調査が困難な場合の対応如何。	当該被保険者の要介護認定の有効期間については、従来の有効期間に新たに12カ月を合算する対応を行う。 本取扱いの対象と見込まれる被保険者がいる場合は、介護保険課認定係に連絡のこと。
2	居宅サービス・地域密着型サービス共通	利用者の居宅への訪問（訪問サービスを除く。）を算定要件の一つとしている個別機能訓練加算、生活機能向上連携加算について、居宅への訪問を行わずに当該加算を算定することは可能か。	居宅への訪問以外の加算算定要件を満たしている場合は、当該加算の算定を可能とする。 ただし、居宅への訪問を行わないとする利用者は、熱発や、利用者が訪問を拒否する場合など、特段の事情がある利用者を原則とし、新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに居宅への訪問を行い、個別機能訓練計画書等の見直しを含めた対応を速やかに行うこと。
3	訪問系サービス共通	他のサービスの代替として、急遽、訪問サービスを依頼された場合、個別サービス計画の作成はサービス提供後でもよいか。	事後でも差し支えない。 サービスの提供前に個別サービス計画の同意を得ることが原則だが、新型コロナウイルス感染症を原因とする急な依頼によりサービスの提供前に同意を得ることが難しい場合は、事後の対応でも可とする。
4	通所系サービス共通	送迎車内の密室での接触を避けるため、送迎を行わないことは可能か。	送迎の有無は、通所サービスの利用に大きく影響を与えることから、利用者、利用者家族及び担当介護支援専門員と情報共有の上、判断すること。
5	通所系サービス共通 居宅介護支援	時間短縮してのサービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合に、通所介護計画の取扱い如何。 また、居宅サービス計画について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第8報）」（介護保険最新情報Vol.816）問1（答）において、「居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要」とあるが、横須賀市の取扱い如何。	（通所系サービス共通） 既に計画に位置付けているサービス内容の時間短縮や訪問であれば、個別サービス計画の変更は要しない。 請求の算定根拠はサービス実施記録となる。 （居宅介護支援） 居宅サービス計画に位置付けたサービス内容について、時間を延長又は短縮して指定訪問介護の提供を行った場合、居宅サービス計画の第1表から第3表までの変更は不要であるが、第6表（サービス利用票）及び第7表（サービス利用票別表）を差し替えること。 なお、この場合、サービス担当者会議の開催は要しない。
6	訪問介護 居宅介護支援	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第6報）」（介護保険最新情報Vol.809）問3（答）において「生活援助の内容に時間を要して45分を大きく超えた場合には（略）、訪問介護計画及び居宅サービス計画は保険者からの求めに応じて、必要な変更を行う」とあるが、「保険者からの求め」とは具体的にはどのようなことか。	（訪問介護） 設問の場合については、既に計画に位置付けているサービス内容の時間変更であるため、訪問介護計画の変更は要しない（時間の短縮についても同様の取扱いとする）。 請求の算定根拠はサービス実施記録となる。 （居宅介護支援） 居宅サービス計画に位置付けたサービス内容について、時間を延長又は短縮して指定訪問介護の提供を行った場合、居宅サービス計画の第1表から第3表までの変更は不要であるが、第6表（サービス利用票）及び第7表（サービス利用票別表）を差し替えること。 なお、この場合、サービス担当者会議の開催は要しない。

No.	サービス名	質問	回答
7	居宅介護支援 介護予防支援 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	利用者から、アセスメントに係る訪問の拒否があり、ケアマネジメントの一部を実施できない場合に、運営基準違反となるか。また、居宅介護支援にあっては運営基準減算の適用となるか。	新型コロナウイルス感染症を原因とする利用者からの訪問拒否があった場合は、電話等の代替の手段による実施も可とする。 この場合、運営基準違反とはせず、運営基準減算も適用しないこととするが、支援経過記録等に、訪問拒否の理由及び実施した代替手段等を記載しておくこと。 なお、事業所の都合による訪問の未実施は、運営基準違反となり、運営基準減算も適用となる。
8	居宅介護支援 介護予防支援 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	感染症のまん延を防止する観点から、モニタリングの定期訪問を実施しないことは可能か。	利用者の状況の把握のための居宅訪問に代えて電話やFAX等の方法によりモニタリングを実施した場合も、「特段の事情」があるものとして、運営基準上のモニタリングの居宅訪問を実施した取扱いとする。 この場合、経緯や電話等で聴取した内容について、支援経過記録等に記録すること。 また、必要と認める場合は、感染防止策を徹底した上での居宅訪問を含めた対応とすること。 なお、新型コロナウイルス感染症の収束後、速やかにモニタリングの居宅訪問を行う等、利用者の処遇に影響が生じないよう適切な対応をとること。
9	居宅介護支援 介護予防支援 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	サービス担当者会議について、感染症のまん延を防止する観点から、事業所の判断で開催しないことも可能か。	「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX等の方法でのサービス担当者に対する照会等により意見を求めることを可とする。 この場合、利用者の状況等についての情報及び居宅サービス計画等の原案の内容について共有し、当該担当者への照会内容等を記録すること。 また、必要と認める場合は、参加者の感染防止策を徹底した上でサービス担当者会議を開催すること。 なお、新型コロナウイルス感染症の収束後、速やかにサービス担当者会議を開催する等、利用者の処遇に影響が生じないよう適切な対応をとること。
10	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入居者生活介護	施設内研修について、大人数が一堂に会する研修を中止することは可能か。この場合、運営基準違反、身体拘束廃止未実施減算等となるか。	職員が一堂に会する研修実施の可否等については各施設等で判断されたい。 なお、資料配布や、代表者による少人数での実施後に欠席者に別途周知徹底する等、可能な限り実施するための方法を検討すること。 なお、次に掲げる研修について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として令和元年度に未実施である場合又は必要回数が未実施である場合には、指導監査課に連絡のこと。 ○身体的拘束等の適正化のための研修、褥瘡対策に関する研修、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、事故発生の防止のための研修、認知症専門ケア加算の認知症ケアに関する研修、看取り介護加算の看取りに関する研修
11	介護老人保健施設	基本報酬、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定要件である「地域に貢献する活動」を実施しないことは可能か。この場合、報酬算定は可能か。	原則、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が理由である場合は、実施しないこととして差し支えないが、収束後に実施できるよう予め検討すること。 なお、当該理由で中止したことにより、令和元年度に未実施である場合には、指導監査課に連絡のこと。

No.	サービス名	質問	回答
12	地域密着型サービス共通	面会等、外部の方の立入りを制限している中で、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を中止又は延期することは可能か。この場合、運営基準違反となるか。	原則、通常の会議形式ではなく、書面による報告及び意見聴取等を行い、実施方法、聴取した意見等、詳細な記録を残すこと。当該記録の公表及び市への報告等は通常どおり行うこと。延期することも想定されるが、現時点で新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立っていない状況を勘案すると、上記の書面による報告及び意見聴取等を行うことが望ましい。
13	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	運営推進会議（介護・医療連携推進会議）において外部評価を行う場合の取扱い如何。	No.12参照
14	認知症対応型共同生活介護	外部評価の取扱い如何。	外部評価時期において、新型コロナウイルス感染症の収束が見られず、当該感染症の拡大防止が理由である場合は、実施しないこととして差し支えない。 なお、当該理由により令和元年度に実施しなかった事業所の取扱いは、別途お知らせする。
15	認知症対応型共同生活介護	次年度、外部評価の緩和を受けようとする事業所であって、今年度開催予定の運営推進会議における地域包括支援センターの職員又は市職員の出席の取扱い如何。	No.12の書面による方法等により行う場合は、地域包括支援センター又は市職員に対する意見聴取を行うことで差し支えない。収束後、会議形式により開催する場合は、従前と同様の取扱いとする。
16	認知症対応型共同生活介護	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を運営推進会議と一体的に開催している場合の取扱い如何。	運営推進会議はNo.12の取扱いとするが、当面の間、運営推進会議とは別に身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、外部の第三者等の出席は求めない取扱いとすること。